

・附属書第4 （第14条関係）

航空機の発動機の排出物（二酸化炭素に限る。）の基準

1 次に掲げる航空機（消防用の航空機、水陸両用航空機その他これらに類する特殊な航空機を除く。）の発動機の排出物（二酸化炭素に限る。以下同じ。）の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。ただし、当該基準に適合させるための改造が困難であるものとして国土交通大臣が認めた発動機を除く。

- a 最大離陸重量が 5,700kg を超えるターボジェット又はターボファン発動機を装備する亜音速飛行機（客席数が 19 及び最大離陸重量が 60,000kg 以下の亜音速飛行機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2020 年 1 月 1 日以後になされたもの
- b 最大離陸重量が 5,700kg を超え 60,000kg 以下のターボジェット又はターボファン発動機を装備する亜音速飛行機（客席数が 19 以下の亜音速飛行機に限る。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2023 年 1 月 1 日以後になされたもの
- c 最大離陸重量が 8,618kg を超えるプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2020 年 1 月 1 日以後になされたもの

	二酸化炭素数値 (単位 kg/km)
最大離陸重量が 60,000kg 以下の航空機	$10^{(-2.73780+(0.681310 \times \log_{10} W)+(-0.0277861 \times (\log_{10} W)^2))}$ 以下であること。
最大離陸重量が 60,000kg を超え 70,395kg 以下の航空機	0.764 以下であること。
最大離陸重量が 70,395kg を超える航空機	$10^{(-1.412742+(-0.020517 \times \log_{10} W)+(0.0593831 \times (\log_{10} W)^2))}$ 以下であること。
備考 1 二酸化炭素の数値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定し計算されたものとする。 2 Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。	

2 次に掲げる航空機（消防用の航空機、水陸両用航空機その他これらに類する特殊な航空機及び 1 の排出物の基準を適用する航空機を除く。）の発動機の排出物の基準は、当該航空機の最大

離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。ただし、当該基準に適合させるための改造が困難であるものとして国土交通大臣が認めた発動機を除く。

- a 最大離陸重量が 5,700kg を超えるターボジェット又はターボファン発動機を装備する亜音速飛行機であつて、その型式の設計について設計の変更等（二酸化炭素の数値を著しく増加させるものに限る。）の申請の受理等が 2023 年 1 月 1 日以後になされたもの
- b 最大離陸重量が 5,700kg を超えるターボジェット又はターボファン発動機を装備する亜音速飛行機であつて、最初の耐空証明等が 2028 年 1 月 1 日以後になされたもの（a に掲げる航空機を除く。）
- c 最大離陸重量が 8,618kg を超えるプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について設計の変更等（二酸化炭素の数値を著しく増加させるものに限る。）の申請の受理等が 2023 年 1 月 1 日以後になされたもの
- d 最大離陸重量が 8,618kg を超えるプロペラ飛行機であつて、最初の耐空証明等が 2028 年 1 月 1 日以後になされたもの（c に掲げる航空機を除く。）

	二酸化炭素数値 (単位 kg/km)
最大離陸重量が 60,000kg 以下の航空機	$10^{(-2.57535+(0.609766 \times \log_{10} W)+(-0.0191302 \times (\log_{10} W)^2))}$ 以下であること。
最大離陸重量が 60,000kg を超え 70,107kg 以下の航空機	0.797 以下であること。
最大離陸重量が 70,107kg を超える航空機	$10^{(-1.39353+(-0.020517 \times \log_{10} W)+(0.0593831 \times (\log_{10} W)^2))}$ 以下であること。
備考 1 二酸化炭素の数値は、国際民間航空条約の附属書 16 に定める方法により測定し計算されたものとする。 2 Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。	